

内部統制

業務全体を適正・効率的に運営するため、「内部統制基本方針」のもと、態勢の整備を進めています。

内部統制の方針

当社は、会社法の施行に対応し、平成18年4月1日付で、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」として制定しています。

また、内部統制体制の整備の一環として、同年4月に内部統制委員会を設置しました。同委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として、内部統制態勢の整備・運営を推進し、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行います。

内部統制基本方針

- 1 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
- 2 顧客情報、機密情報等の情報資産を適切に保護管理すること
- 3 リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
- 4 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
- 5 子会社等における業務の適正を確保すること
- 6 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
- 7 業務監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

リスク管理

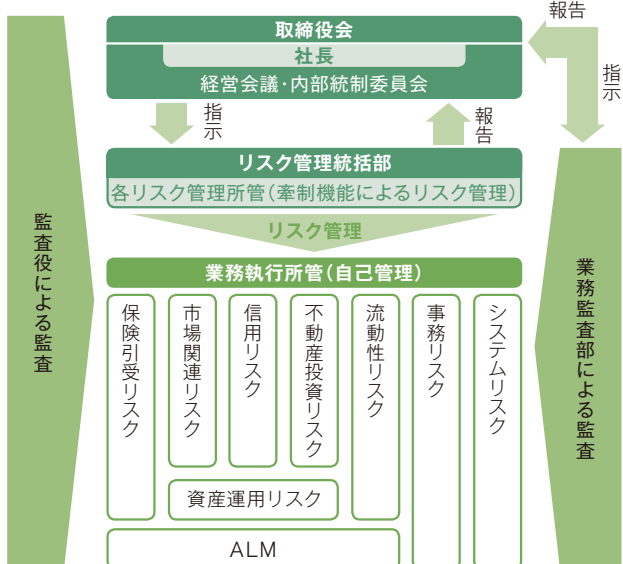
業務運営を健全かつ適切に保ち、保険契約上の責務を確実に履行するため、さまざまなリスクを把握・評価し、それに基づいた的確な対応を行うことがリスク管理の基本的な考え方です。

具体的プロセスとして、まずリスクを、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」に分類しています。そして組織・ルールを整備し、それぞれのリスク特性に応じた管理に取り組んでいます。あわせて、通常のリスク管理では対処できないような大地震等の発生に備え、危機管理、大規模災害リスクの管理等に関する態勢の整備を行っています。

リスク管理態勢の整備

事業運営を通じて発生する各種リスクに対しては、それぞれのリスク管理基本方針に基づき、業務執行所管が自己管理を行った上で、各リスク管理所管が牽制する態勢を整備しています。あわせて、全社のリスクを統合的に管理する組織として、「リスク管理統括部」を設置し、内部管理態勢の強化を図っています。これらのリスク管理の有効性・適切性については、業務監査部が監査しています。また取締役会・経営会議は、リスク管理状況の報告を踏まえて意思決定を行い、監査役は会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

リスク管理に関する組織体制



財務健全性のコントロール

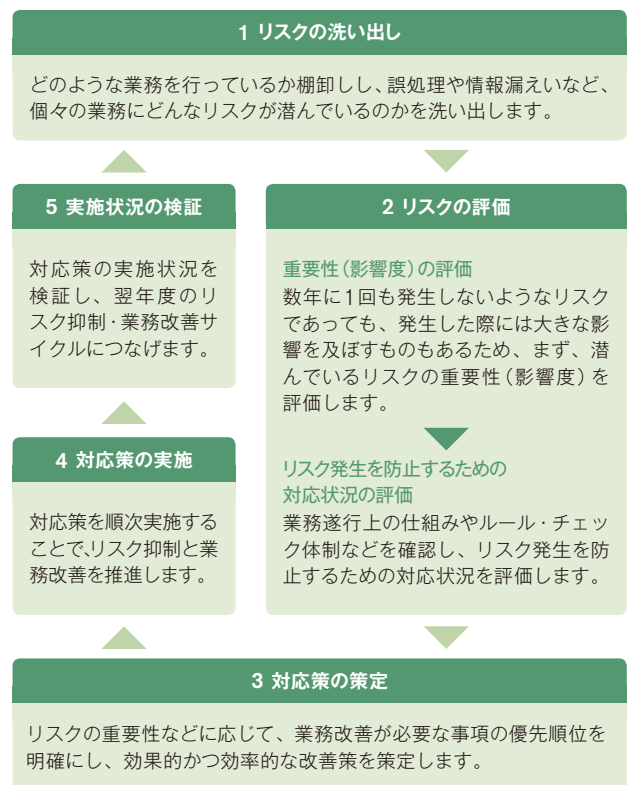
当社では、自己資本等の財務基盤と、リスクが顕在化した場合の予想損失金額とを会社全体で管理するなど、財務健全性の向上に努めています。特に、資産と負債の特性を十分に認識した収益・リスク・資本のマネジメントが重要であるとの観点から、「ALM^{*}委員会」を設置し、資産と負債の統合的な管理を行う態勢を整備しています。

^{*}ALM: Asset Liability Management (運用資産と負債(保険契約の状況)を適切にコントロールしていく仕組み)の略

内部統制の実効性を高めるセルフ・アセスメント(CSA)

当社では、業務上のリスクに対する内部統制全般の実効性を高めることを目的に、リスクの洗い出しと評価の手法を体系化・標準化した「内部統制セルフ・アセスメント(CSA^{*})」を実施しています。CSAでは、日常の業務に潜む「事務リスク」「システムリスク」などの「オペレーショナル・リスク」を対象としており、業務ごとにリスクの状況を把握した上で、より大きなリスクから優先的に対応策を策定し順次実施していくことで、リスクの抑制や業務改善を推進しています。

リスク抑制・業務改善のサイクル



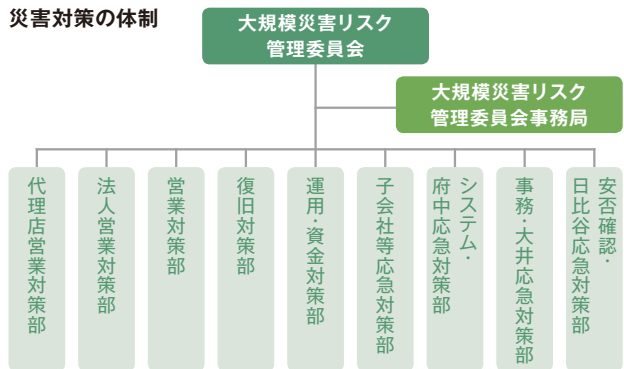
CSAは取組みの手法を充実させつつ本社全部門と全国の支社で毎年実施しています。

^{*}CSA: Control Self Assessmentの略

事業継続計画(Business Continuity Plan)

当社では、大地震発生時等にお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、平常時より、「大規模災害リスク管理委員会」、およびその下部組織として「安否確認・日比谷応急対策部」、「運用・資金対策部」、「営業対策部」等を設置し大規模災害に備えています。各対策部において、事業継続計画を含む危機管理計画に関する規程・基準書を策定するとともに、その実効性向上のために、首都圏直下型地震等の大規模地震を想定した訓練をはじめ、各種訓練を行っています。

また、顧客情報を含むシステムデータのバックアップを実施し、本社・支社が被災した場合でも、事務処理を円滑に行い、保険金・契約者貸付などの支払いが確実に行えるよう態勢を整えています。



平成20年度に実施した各種訓練

目的	実施訓練
職員安否・初動確認	全社安否確認・初動対応訓練
	日比谷応急対策訓練
	大井応急対策訓練
	首都圏直下型地震を想定した対策本部初動訓練
	府中応急対策訓練
インフラ確認・復旧	システムバックアップ機能確認
	ビル管理会社との連絡体制確認
事業継続	府中・大井各電算室火災訓練
	保険事務継続訓練
総合訓練	運用・資金事務継続訓練
	東海・東南海・南海地震訓練

■ 新型インフルエンザへの対応

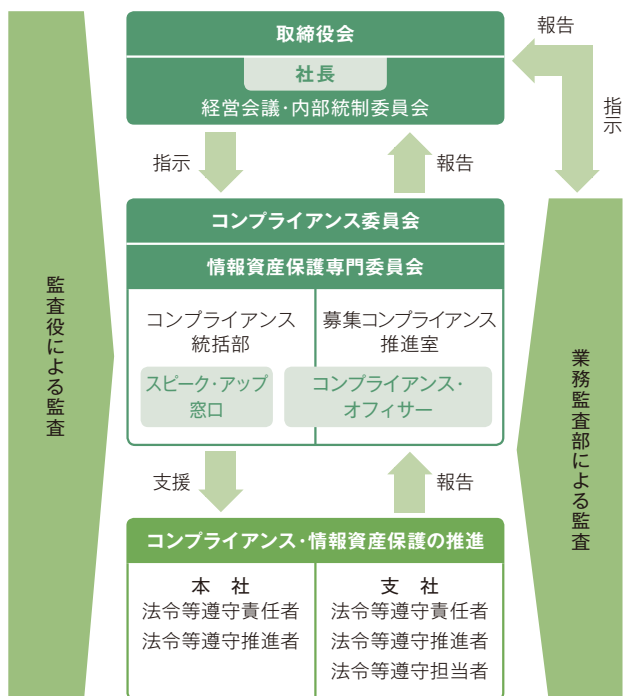
政府が作成した「新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年2月)に基づき、病原性の高い新型インフルエンザのパンデミック時においても、社会機能の維持に関わる事業者として行うべき保険金・給付金等のお支払いや保全事務などのサービスを安定的にお客さまに提供することを狙いとして対応策を定めています。

具体的には、発生段階ごとの行動計画や事業の継続に関する対応を定めた「新型インフルエンザ対策行動計画」・「新型インフルエンザ対策基準書」を策定するとともに、マスク・消毒薬等の対策物資の備蓄を進めています。

コンプライアンス(法令等遵守)

当社では、法令や社会的規範等を遵守した公正な事業活動を行うため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして掲げ、態勢の強化と法令等を遵守した適切な業務運営に努めています。

コンプライアンス・情報資産保護に関する組織体制



■ コンプライアンス推進態勢の整備

コンプライアンスに関する重要事項は、関連役員・部長で構成する「コンプライアンス委員会」を中心に協議するとともに、「コンプライアンス統括部」および「募集コンプライアンス推進室」を推進所管として、全社を挙げてコンプライアンス態勢の強化・充実に取り組んでいます。

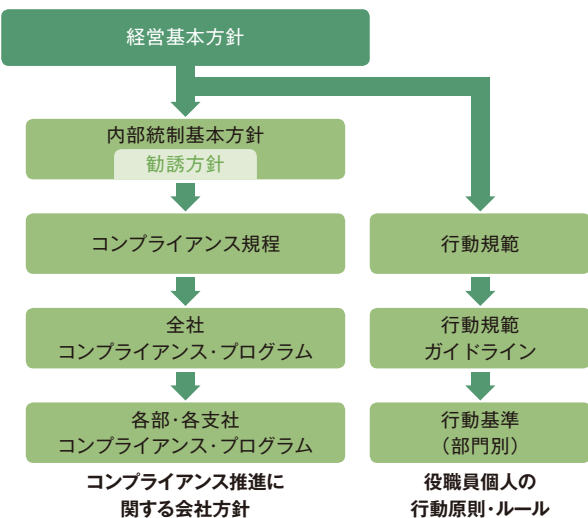
各組織の長である部長・支社長は「法令等遵守責任者」として任命されています。法令等遵守責任者は、コンプライアンス統括部・募集コンプライアンス推進室に配置するコンプライアンス・オフィサーと連携し、自組織のコンプライアンスに関する態勢強化と推進を図っています。

日常の業務遂行における手引書として活用される「コンプライアンスマニュアル」は、法令の制定や改正内容に加え、最新の課題等を反映する必要性から、平成20年に引き続き平成21年4月にも改定を実施しました。

また、経営基本方針のもとでの役職員個人の行動原則としての「行動規範」を平成10年4月に定めています。「行動規範」については、平成20年4月に「品質保証新宣言」の要素を盛り込むとともに、全役職員に配付している「コンプライアンスマニュアル」や「ビジョン&ルール」(P6)に掲載することにより、周知徹底を図っています。

さらに「行動規範」に定める各項目をより具体的に示すものとして「行動規範ガイドライン」を策定しています。「行動規範ガイドライン」は、「品質保証新宣言」の視点等を踏まえ、平成21年2月および4月に改定を実施し、最新版の「コンプライアンスマニュアル」に掲載しています。

コンプライアンスに関する方針・規程等の体系



「コンプライアンス・プログラム」を軸とした具体的取組み

年度ごとの推進計画を、「全社コンプライアンス・プログラム」として策定の上、取締役会で決定し、これを軸に取り組んでいます。プログラムの取組状況は定期的に取り締り会や経営会議、内部統制委員会等に報告し、経営レベルでの検証・評価に伴って随時課題の見直しを行うPDCAサイクルに基づいた運営としています。平成21年度は、株式上場への対応としての「適時開示態勢の整備およびインサイダー取引防止の推進」や、保険業法・金融商品取引法の改正を踏まえた「利益相反管理態勢の整備」等の最新の課題を全社プログラムに追加反映しました。

また、各組織では、「各部・各支社コンプライアンス・プログラム」を設定し、組織ごとの課題に応じたプログラムを推進しています。各組織の法令等遵守責任者は、自身および自組織の取組状況を「コンプライアンス推進に関する確認書」により半期ごとに自ら検証を行い、社長宛に提出しています。平成21年度からは、確認書による検証結果に基づき認識された課題を次期のコンプライアンス・プログラムに設定して改善につなげるという、PDCAサイクルのチェック機能を強化した取組みを行っています。

知識教育としては、全職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修を定期的実施するほか、保険募集を行う支社向けには平成20年8月よりテレビ会議を活用した研修システムを導入し、毎月タイムリーなテーマにて知識の付与を行っています。

各組織で発生したコンプライアンスに関する重要事項は、ただちに法令等遵守責任者を通じてコンプライアンス統括部に報告され適切に対応するとともに、社長や経営会議等への報告を通じて、速やかに経営層が情報を共有し具体的な指示を行う体制としています。

また、各職員が直接報告・相談する窓口であるホットラインとして「スピーク・アップ窓口」を設置しており、迅速・確に問題解決を図る体制を整備しています。



テレビ会議システムを活用したコンプライアンス研修

情報資産の保護・管理

当社では、お客さまからお預かりした大切な情報を安全・確実に管理するため、個人情報保護法等の関連法令を踏まえた管理態勢の整備・充実を図っています。情報資産保護に関するルールや諸施策は、関連役員・部長で構成する「情報資産保護専門委員会」で協議し、コンプライアンス統括部を中心に各担当所管にて策定の上、各組織の法令等遵守責任者を通じて全社に推進しています。

最近の取組みとしては、情報漏えい防止の観点から、Eメール送信や外部記憶媒体取扱いのルールを強化しました。また、FAX利用時の誤送信を防ぐためワンタッチダイヤルの登録確認も全社一斉に実施しました。

こうした新ルールの導入等の際には、全社を挙げて運営する年2回の強化月間や定期的な強化デーにて研修・点検を実施し、役職員への徹底を図っています。あわせて、管理部門にてモニタリングを行っています。

さらに年1回、役職員が情報資産の適切な取扱いに関する誓約書を会社に提出し、より実効性を高めています。

主な取組み(平成20年度以降)

平成20年7月	業務委託先での事故発生防止策の強化
平成20年9月	社外送付時のセキュリティ強化
平成21年1月	社内物流の授受管理システムの全社展開
平成21年5月	インターネットメール送信ルールの強化
平成21年9月	外部記憶媒体へのデータ書出しルールの強化

子会社等における業務の適正の確保

当社では、主要株主として子会社等の取締役会等による意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、あわせて業務執行の状況等を確認し、子会社等の特性に応じた対応を行っています。

子会社等における業務の適正の確保についての基本的な考え方や取組方針を「内部統制基本方針」の中で定めるとともに、「子会社等内部統制管理規程」等、必要な社規・ルール等を整備しています。子会社等に係る内部統制を担当する所管は、関連所管と連携し、「子会社等における業務の適正の確保」に努め、必要に応じて当社の取締役会、経営会議、内部統制委員会等に報告しています。

反社会的勢力による被害の防止

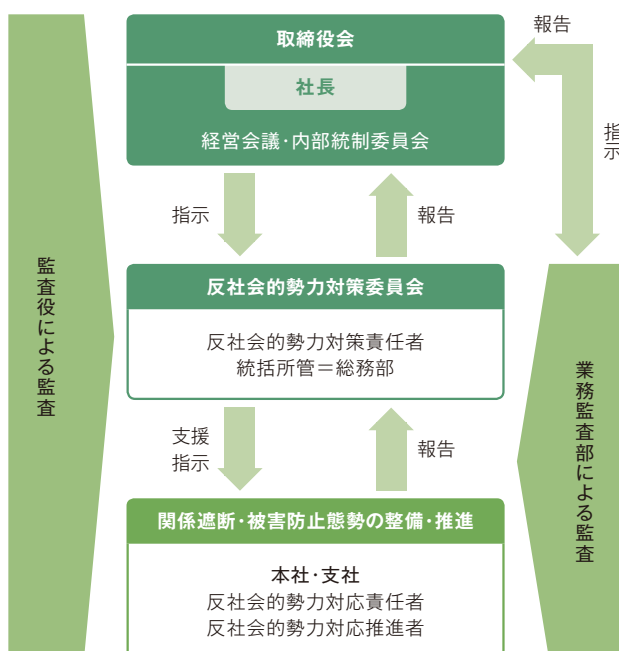
当社では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力による被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について「内部統制基本方針」の中で定めるとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を平成20年4月1日付で制定しました。さらに、基本方針・規程に基づき、「反社会的勢力対策基準書」を平成21年5月1日付で制定し、役職員が遵守すべきルールや反社会的勢力との関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しています。

各部・各支社では「反社会的勢力対応責任者」および「反社会的勢力対応推進者」を定め、反社会的勢力からの不当要求等には、責任者・推進者を中心に統括所管である総務部および外部専門機関と連携の上、組織として適切な対応を図る態勢としています。

また、「ビジョン&ルール」(P6)に平時の心構えや有事の対応事項を掲載し、周知徹底を図っています。

反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する組織体制



財務報告に係る内部統制

金融商品取引法の施行により、上場会社に対し、平成20年度より財務報告に係る内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」の作成が義務付けられました。相互会社には作成義務はないものの、お客さまからの信頼を確保していくために、当社においても財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制等の内部統制の有効性の評価を実施し、当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとした「内部統制報告書」を作成しました。

また、内部統制報告書の適正性を確認するため、会計監査人による内部統制監査を受けています。

業務監査による内部統制等の適切性・有効性の検証

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、業務監査により内部統制等の適切性・有効性を検証しており、以下のような態勢を構築しています。

業務監査態勢等の整備

「内部統制基本方針」のもと、業務監査の基本的事項や実施要領等に関する規程を制定し、全役職員に公開しています。

各業務執行所管や募集代理店に対する業務監査組織として業務監査部を設置し、各業務執行所管や募集代理店から独立した組織として業務監査を実効あるものとしています。

業務監査の実施

事業年度ごとに取締役会において重点業務監査項目等の業務監査の大綱を決定し、これを基に業務監査の年度実施計画を業務監査部門担当執行役員が決定しています。業務監査結果を定期的に取り締役会等において経営層に報告するとともに、被業務監査組織には速やかに改善計画の立案を求め、改善計画の実施状況の管理を行うことで、業務監査を通じた改善を推進しています。